

第5章

日常生活圏域の状況

第1 日常生活圏域の設定

地域の要介護者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活できるように、区における地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を設定して取り組むことが介護保険事業計画で求められています。

区では、高齢者や障害者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるよう、地域福祉の行政窓口の拠点として地区（第二次生活圏域）ごとに地域包括支援センター[※]を設置し、保健福祉サービスを展開してきました。

そこで、目黒区における日常生活圏域は、第4期介護保険事業計画上の圏域を踏襲し、区の基本計画上の第二次生活圏域（大人の徒歩による生活領域）に基づいた5圏域とします。

第2 日常生活圏域ごとに提供するサービス内容

区民が安心してサービスの提供を受けるためには、日常生活圏域ごとにバランスのとれたサービスの提供を行う必要があります。

日常生活圏域ごとの特徴や状況を勘案し、主に次のサービスについて、基盤整備計画を定めます。

① 地域密着型サービス(対象 居宅要介護者)

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（平成24年4月創設）
- ② 夜間対応型訪問介護
- ③ 認知症対応型通所介護
- ④ 小規模多機能型居宅介護
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下）
- ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下）
- ⑧ 複合型サービス（平成24年4月創設）

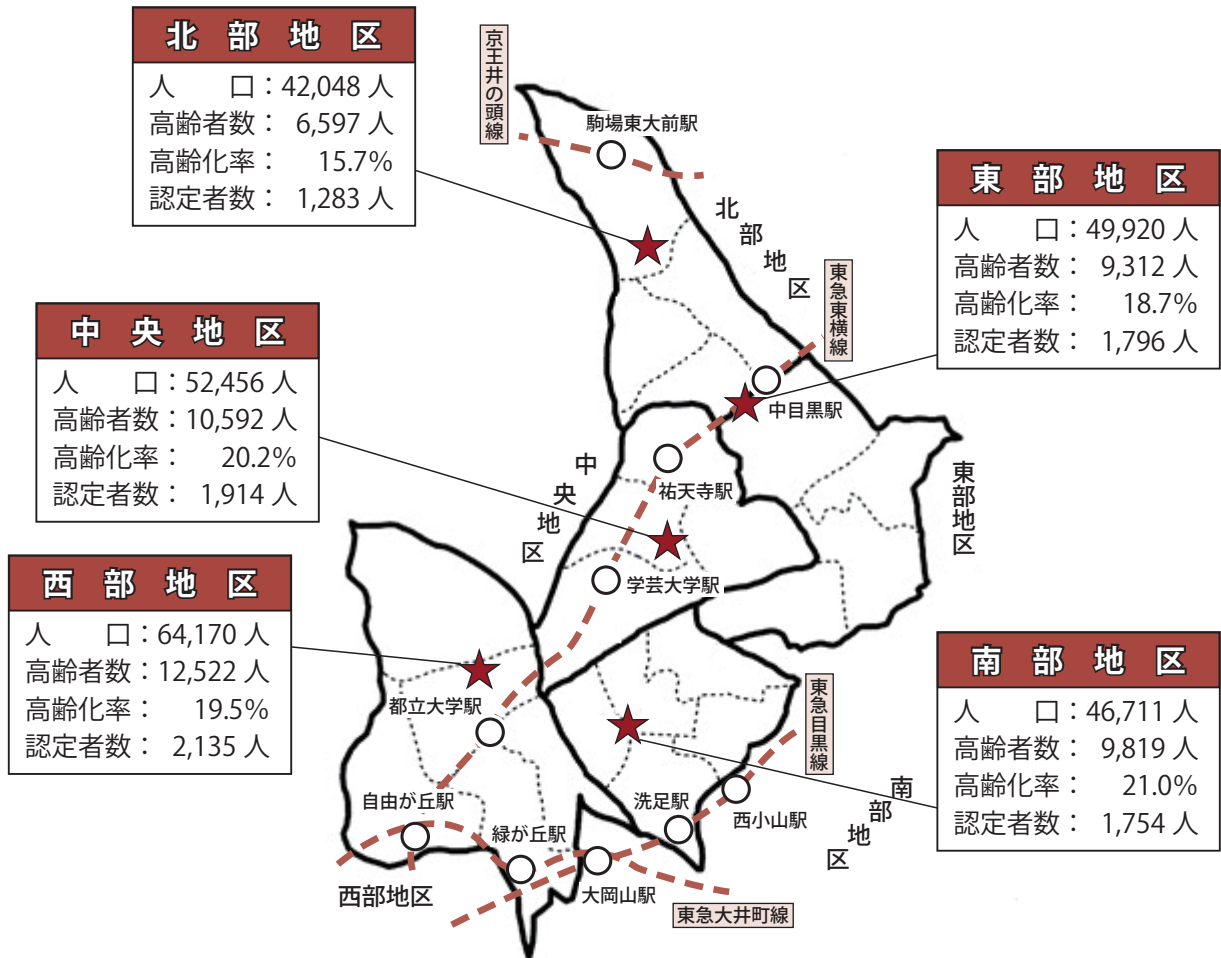
（ただし、上記の⑥および⑦は区内に整備予定はありません。）

② 地域密着型介護予防サービス(対象 居宅要支援者)

- ① 介護予防認知症対応型通所介護
- ② 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ③ 介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2のかたのみ）

第3 圏域の特徴とサービス利用状況

1 各圏域の状況



★は地域包括支援センター

*数値は平成23年10月1日現在

地区名 (面積)	該当する町丁目
北部地区 (2.69km ²)	駒場、青葉台、東山、大橋、上目黒1丁目1・6～22番、 上目黒2丁目46～49番、上目黒3丁目1～3・6～44番、上目黒5丁目
東部地区 (2.88km ²)	上目黒1丁目2～5・23～26番、上目黒2丁目1～45番、 上目黒3丁目4・5番、中目黒1丁目～4丁目、 中目黒5丁目1～7・22～23番、三田、目黒1～3丁目、下目黒、 目黒本町1丁目
中央地区 (2.65km ²)	上目黒4丁目、中目黒5丁目8～21・24～28番、目黒4丁目、中町、 五本木、祐天寺、中央町、碑文谷5～6丁目、鷹番
南部地区 (2.27km ²)	目黒本町2～6丁目、原町、洗足、南1～2丁目、碑文谷1～4丁目
西部地区 (4.21km ²)	南3丁目、平町、大岡山、緑が丘、自由が丘、中根、柿の木坂、八雲、東が丘

2 地域密着型サービスの整備状況

地域密着型サービス*とは、認知症などの高齢者が、住み慣れた地域で介護を受けながら暮らし続けられるよう、区市町村が主体となって地域の実情に応じて提供されるサービスであり、利用者は原則としてその区市町村の被保険者に限られます。

区では身近な日常生活圏域（地区）ごとに地域密着型サービス*事業所の整備計画を定めています。

日常生活圏域別事業所数および利用定員（平成23年9月末現在）

区 分		北部 地区	東部 地区	中央 地区	南部 地区	西部 地区	計
介護予防支援	事業所数	1	1	1	1	1	5
	利用定員	—	—	—	—	—	—
夜間対応型訪問介護	事業所数	0	0	0	0	1	1
	利用定員*1	0	0	0	0	300	300
認知症対応型通所介護	事業所数	1	0	1	1	2	5
	利用定員*2	12	0	10	12	22	56
小規模多機能型居宅介護	事業所数	0	0	0	1	0	1
	利用定員*3	0	0	0	20	0	20
認知症対応型共同生活介護	事業所数	1	0	0	1	3	5
	利用定員	9	0	0	18	45	72
地域密着型特定施設入居者生活介護	事業所数	0	0	0	0	0	0
	利用定員	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	事業所数	0	0	0	0	0	0
	利用定員	0	0	0	0	0	0
*1 利用定員は利用可能人数							
*2 1日あたりの利用定員							
*3 登録定員25人、利用定員20人（通所15人、宿泊5人）							